

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年1月4日付けで行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の取消しを求めている。

平成22年の保護開始時より、一貫して、請求人は住宅扶助費として特別基準の月額69,800円が認められていた。なぜ、急に、基準を勝手に変更して月額53,700円に減額するのか。このままでは請求人の生活はできない。

本件転居は、従前の住居のオーナーが代わり、値上げ更新が通告されたことから、自動更新を主張し、〇〇区のケースワーカーにも相談したが、区から何のアドバイスもなく、追い出されるよ

うな形の転居にならざるを得なかった。本件転居は、契約解除による緊急避難であり、やむなく引っ越したのである。その後、速やかに区に届け出ている。前もって、区の許可を得るようには書いてはいない。

生活保護受給者の物件探しは、大きな困難が伴う。高齢者も嫌がります。上記トラブルにも区は何も助けてくれません。請求人は、高齢者、障害者（脊髄性小児麻痺、障害者手帳・障害等級3級）、無職であるが、「年金受給+翻訳業」と書いてやっと今回の転居先の契約が決まった。

請求人は、本件転居に係る引っ越し代、敷金及び不動産屋の手数料については、全て自分で払っており、区の生活福祉課に迷惑はかけていない。

区の生活福祉課は請求人の病状などには目もくれず、請求人の住宅扶助を減額するという目標しか頭にない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 9月13日	諮問
平成30年10月18日	審議（第26回第1部会）
平成30年10月22日	処分庁に調査照会
平成30年11月20日	処分庁から回答を収受
平成30年11月22日	審議（第27回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。
- (2) 法8条1項によれば、保護は、保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるとしている。
- (3) 法14条によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとされている。
- (4) 法25条2項によれば、保護の実施機関は、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。
- (5) 保護基準によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地では月額13,000円以内とされ（保護基準別表第3・1）、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法252条の19第1項の指定都市若しくは同法252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とされている（保護基準別表第3・2）。

- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額（以下「特別基準限度額」という。）を認定して差しつかえないこととされている（局長通知第7・4・(1)・オ）。
- (7) 上記の「やむを得ないと認められるもの」とは、「生活保護法による保護の実施基準の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によれば、世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室が必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護基準別表第3・2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいうとされている（課長通知問（第7の問56））。
- (8) そして、〇〇区を含む特別区等の1級地における単身世帯に対する住宅扶助費については、限度額通知1・(1)により、平成27年7月1日からは、限度額は月額53,700円（本件基準限度額）とされ、特別基準限度額（月額69,800円）は原則として適用されないこととなった。
- (9) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課「生活保護運用事例集2013」（以下「運用事例集」という。）問6－56「基準額を超える家賃の住宅に居住する世帯からの保護申請」によれば、ア 「基準額を超える家賃の住宅に居住している単身世帯から

保護の申請があった場合は、単身世帯への特別基準設定（1.3倍額の適用）が認められる場合を除いて、原則として保護開始と同時に、履行期限を定めて転居指導を行うことになる。転居指導中、新たな住居に転居するまでの間は、1.3倍額を限度に実家賃額を計上する取扱いを行うことができる。この場合、実家賃額が1.3倍額以内であるか否かを問わない。」（問6-56・1・(1)）

イ 「特別基準を設定し、履行期限までに転居がなされない場合は、法第62条による手続きによることなく法第25条による職権変更により、特別基準の設定を解除することが可能である。」（問6-56・3）

とされていたところ、限度額通知を受けて、運用事例集が改定され、運用事例集（平成27年度修正版）においては、

ア 「基準額を超える家賃の住宅に居住している世帯から保護の申請があった場合は、保護開始と同時に、履行期限を定めて転居指導を行うことになる。この場合の基準額は、その世帯に適用される住宅扶助の限度額となる。」

イ 「『問6-56（旧）』により平成27年6月まで特別基準額（1.3倍額）を適用していた場合

限度額通知3・(2)に該当する場合は、平成27年6月まで適用していた住宅扶助の基準額を、福祉事務所が行っている転居に係る指導において設定した期限（平成28年6月までに限る。）までの間（ただし、当該世帯の賃貸借契約等において、契約期間及び契約の更新に関する定めがある場合であって、当該設定した期限までの間に契約期間の満了日が到来するときは、当該満了日の属する月までの間）、適用して差し支えない。該当しない場合は、その世帯に適用される住宅扶助の限度額を平成27年7月から適用することとなる。」

とそれぞれ、取扱いが変更されることとなった。

- (10) なお、局長通知、課長通知及び限度額通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である。

また、運用事例集による上記(9)の取扱いは、局長通知及び限度額通知における住宅扶助の取扱いの基準（上記(6)及び(8)）に合致するものであって、合理性が認められるものである。

- 2 これを本件についてみると、以下の事実がそれぞれ認められる。

- (1) 処分庁は、保護開始時の請求人の住居に係る家賃が、月額76,000円であったため、請求人の住宅扶助費の算定に際しては、特別区内等における単身世帯に係る本件特別基準限度額（月額69,800円）を適用した上で、請求人に対し保護開始時から同限度額を住宅扶助費として支給していたこと。

なお、保護開始以降、処分庁は、担当者を通じて請求人に対し、本件基準限度額（月額53,700円）内の家賃のアパート等（公営住宅を含む。以下同じ。）に転居するよう、指導を継続していたこと。

- (2) その後も処分庁は、請求人に対し、本件基準限度額内の家賃のアパート等に転居するよう、転居指導を繰り返していたところ、限度額通知が発出された（平成27年7月）後の平成28年6月27日、請求人が平成27年12月に65歳となり高齢者であること及び請求人は両下肢に障害があり、歩行が健常ではないことから、請求人の住宅扶助費について、引き続き、本件特別基準限度額を適用するとの本件決定を行い、この旨請求人に連絡したこと。

- (3) 請求人は、平成29年11月9日に処分庁への届け出をせずに、本件転居により、エレベーターがない〇〇区〇〇の住居（2階）に引っ越したこと。

新しい住居の家賃は月額 77,000 円、共益費は月額 2,000 円であり、入居時の契約金や引越しの費用は、請求人の貯金で支払ったこと。本件転居の理由は、従前の住居の新しい貸主から家賃を月額 83,000 円に上げるとの通知があり、交渉を重ねてきたが、応じてもらえなかったからであり、家賃が月額 4,000 円上がるが、この程度であれば生活できる範囲であるが、都営及び区営の住宅に当選すれば、引っ越したいと考えており、新しくできる〇〇区営住宅には申込済であること。

請求人は、本件転居直後の同月 13 日に、本件報告をしていること。

- (4) 処分庁は、請求人が両下肢に障害があるとされているにもかかわらず、エレベーターのない住居に転居したことから、本件決定を見直す必要があると判断した上で、請求人に係る本件病状報告書に基づき、本件転居後の請求人の住宅扶助費について、本件基準限度額を適用することを決定した（本件処分）ことが認められる。
- (5) そうすると、処分庁は、上記(4)の判断に基づき、上記 1 の法令等の規定に則り、本件処分を行ったものと認められ、また、処分庁の判断は、請求人の通院していた医療機関の主治医の見解（本件病状報告書の記載）を踏まえてなされているものと解されることから、本件処分に至る手続きを含めて、本件処分に違法、不当な点を認めることはできない。
- (6) さらに付言するに、平成 27 年 7 月 14 日付けの限度額通知により、〇〇区を含む特別区内等における単身世帯に係る本件特別基準限度額（月額 69,800 円）の適用については、特別な事情がある場合等を除き、（経過期間等の後は）これができなくなることから、請求人の転居後の住宅扶助費についても

本件基準限度額が適用され、運用事例集に基づき、本件処分のおり取り扱われるべきことになるのは明らかというべきである。

- 3 (1) 請求人は、上記（第3）のことから、本件処分の違法、不当を主張する。

しかし、請求人は、本件病状報告書によれば、現在車椅子を必要としていないこと、また、従前の住居からの転居が可能であったことが認められる。さらに、当審査会において、行政不服審査法74条の規定に基づく調査を行った結果、処分庁から、〇〇区の生活保護受給世帯のうち、同区内に居住する単身世帯の約89%が本件基準限度額の範囲内で賃貸される物件に居住しているとの回答を得たことから、本件基準限度額の範囲内で賃貸される実態があると認められる。

したがって、請求人の転居先について、局長通知第7・4・(1)・オにいう「やむを得ないと認められるもの」には該当せず、本件特別基準限度額の適用を認めなかった処分庁の判断に誤りはない。

そして、上記2のとおり、本件処分は法及び保護基準等に従って適正になされており、違算等の事実も認められないことから、本件処分を違法又は不当なものとして評価することができないことは明らかであり、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

- (2) また、請求人は反論書とともに、〇〇医師が処分庁あてに提出したとする平成30年5月9日付けの病状報告書の写しを審理員に提出し、同報告書に記載されているように同月7日に頸椎椎弓切除術が行われ、日常生活では杖が必要になったこと、さらに、その後の同年6月19日に胸椎棘突起切除術を行ったことなどから、本件処分は見直すべきである。また、処分庁の

弁明書は、請求人の病状等を踏まえていないほか、担当者の対応等には問題が多いなどと主張している。

しかし、上記病状報告書は、本件処分後の平成30年5月9日に作成されたものであり、本件処分は、あくまでも本件病状報告書の記載日における請求人の病状に基づいて判断されたものであるから、上記病状報告書の記載をもって、本件処分の適否を判断することはできないものである。

そして、仮に処分庁の職員の対応等に、請求人の主張するような事実があったとしても、そのことをもってただちに本件処分が違法、不当になるとまでは認められない。

したがって、請求人の反論書における主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかない。

- (3) ところで、請求人は、本件審査請求書の請求の趣旨の記載において、平成29年11月から（正しくは平成29年12月から）減額された金額（住宅扶助費の差額分）の支払いを至急求めるとしているが、本件処分における処分庁は、〇〇区福祉事務所長であることから、その上級行政庁でも処分庁でもない審査庁東京都知事は、本件審査請求について、行政不服審査法46条1項ただし書の規定により、処分の一部取消しはできるものの、その変更はできないことから、請求人が求めるところの本件処分を変更し、差額分の住宅扶助費を支給するとの裁決は、法律上不可能であることを念のため申し添える。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹